

函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について

案件名	函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）
募集期間	令和7年11月20日（木）から12月19日（金）まで
担当課	保健福祉部障がい保健福祉課
意見提出者	法人1団体（意見1件）

○ 函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）に対する意見と市の考え方

※ 「意見の概要」については、原文を要約して載せています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>障がい者コミュニケーション条例の制定には賛成だが、「7. 事業者の責務」については、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるように合理的な配慮をするとともに、（以下略）」に修正すべき。</p> <p>検討委員会の提言書では、「合理的な配慮」の文言があったが、この文言をあえて削除しなければならない強い理由は見受けられない。そもそも事業者の責務は、明文で除外さ</p>	<p>ご指摘の「合理的な配慮」につきましても、市の条例で努力義務を課すまでもなく、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第8条において、既に義務規定として存在しており、本条例において改めて規定する必要がないことから、文言を削除しております。</p>

<p>れておらず、^{ていげんしょ} 提言書でも^{じよがい} 除外されてい ないので、^{こよう} 雇用する ^{じゆうぎやういん} 従業員に^{たい} 対しても^か 課せられる ^{せきむ} 責務であると^{りかい} 理解すべきところ、 ^{しょうがいしゃ} 障害者の^{こよう} 雇用の^{そくしんとう} 促進等に 関する^{かん} 法律（^{しょうわ} 昭和35年^{ねんほうりつ} 法律 ^{だい} 第123号）^{ごう} 第36条の^{だい} 2～4にお いて^{じぎやうしゃ} 事業者が^{こう} 講ずべき^{そち} 措置を ^{きてい} 規定しているのと^{ひかく} 比較すると、 ^{げんこうじょうこうあん} 現行条項案は、^{ごうりてき} 合理的な^{はいりよ} 配慮 の^{もんごん} 文言がないことで、^{しょうがいしゃ} 障害者の ^{こよう} 雇用の^{そくしんとう} 促進等に^{かん} 関する^{ほうりつ} 法律より も^{じぎやうしゃ} 事業者の^{こう} 講ずべき^{そち} 措置が ^{こうたい} 後退しているよう^{ごかい} 誤解されかね ないこと、^{しょうがい} 障害を^{りゆう} 理由とする ^{さべつ} 差別の^{かいしょう} 解消の^{すいしん} 推進に^{かん} 関する ^{ほうりつ} 法律（^{へいせい} 平成25年^{ねんほうりつだい} 法律第65号） ^{ごう} 第8条で、^{だい} 事業者の^{じぎやうしゃ} 合理的 ^{はいりよ} 配慮の^{ていきよう} 提供が^{ほうてきぎむか} 法的義務化され ^{しゆし} た趣旨への^{はいりよ} 配慮が^{ふじゆうぶん} 不十分に ^{おも} 思われることから、「^{ごうりてき} 合理的な ^{はいりよ} 配慮」の^{もんごん} 文言を^{ふっかつ} 復活させるべ き。</p>	
--	--

<p>^{いけんとう} 意見等を^{こうりよ} 考慮した ^{けつ} 結果の^{しゅうせいあん} 修正案</p>	<p>^{いけん} 意見による^{しゅうせい} 修正はありません。</p>
<p>^{といあわ} お問合せ先</p>	<p>^{ほけんふくし} 保健福祉部 ^ぶ 障がい ^{ほけんふくしか} 保健福祉課 TEL 0138-21-3142 FAX 0138-27-2770 E-Mail: shougai-jourei@city.hakodate.hokkaido.jp</p>